

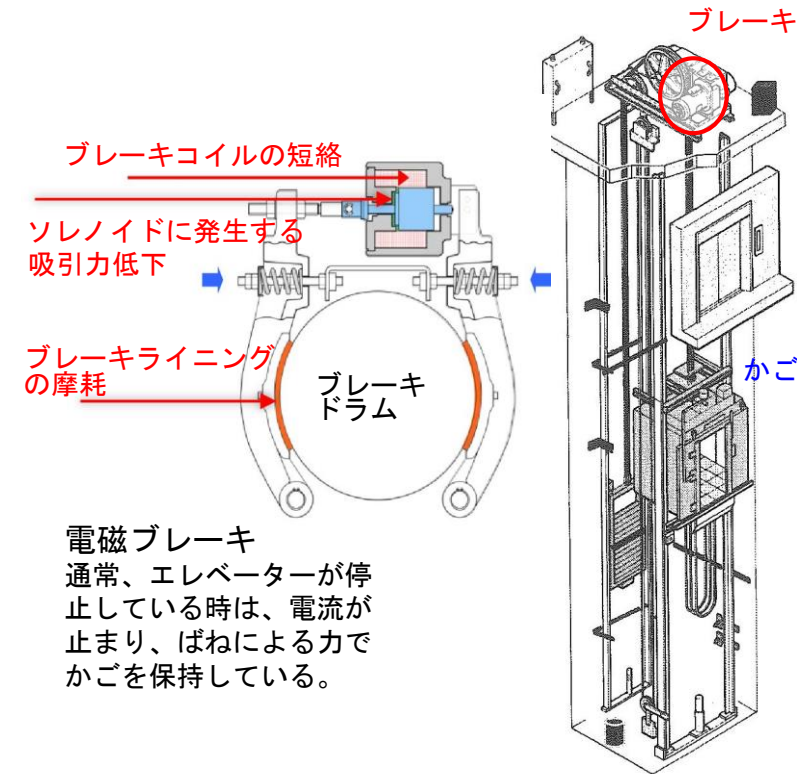
## 1. 事故の概要

- 発生日時 : 平成18年6月3日 19時20分頃
- 発生場所 : 港区特定公共賃貸住宅「シティハイツ竹芝」
- 事故の概要 : 「シティハイツ竹芝」12階のエレベーター出入口で、高校生がエレベーターから降りようとしたところ、戸が開いたままの状態<sup>で</sup>エレベーターが上昇し、乗降口の上枠とかごの床部分の間に挟まれ、死亡した。

## 2. 事故を受けた国土交通省の事故調査

社会資本整備審議会 昇降機等事故対策委員会（現：昇降機等事故調査部会）にて調査

- 結果公表 : 平成21年9月8日
- 事故原因 : ブレーキコイルの短絡により、ブレーキライニングが摩耗し、電磁ブレーキがかごを保持できない状態となったため。



## 3. 事故調査を踏まえた再発防止に向けた国土交通省の主な対応

- **定期検査・報告制度の見直し**（平成20年4月1日施行）定期検査における検査方法や判定基準の具体化
- **戸開走行保護装置の設置義務付け**（平成21年9月28日施行）
  - ・扉が開いたまま「かご」が動いた場合に「かご」を自動的に制止させる装置の新設エレベーターへの設置義務化。
  - ・既設エレベーターには、平成24年度以降、戸開走行保護装置設置費への補助を実施
- **「保守点検の内容」の図書（保守点検マニュアル）の提出義務付け**（平成21年9月28日施行）
- **「昇降機維持管理指針」「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の公表**（平成28年2月19日）
  - ・エレベーターの維持管理でなすべき事項や保守点検業者の選定の視点、契約する際の契約書を取りまとめたもの。

# シティハイツ竹芝エレベーター事故に関する消費者安全調査委員会の調査の流れ

- 【 組 織 】 ○委員(7名・非常勤)－ 内閣総理大臣が任命
- ・ 委員長 畑村洋太郎 (東京大学名誉教授、失敗学)  
(※ 自身は過去に関係者に助言しており、公平性・中立性の信頼性確保のため審議に参画していない)
  - ・ 下部組織として、工学等事故調査部会 を設置

## 消費者安全調査委員会における本件事故における調査の流れ

国土交通省 昇降機等事故対策委員会 (現:昇降機等事故調査部会)  
事故調査結果の公表 (平成21年9月)

① 事故等原因調査等の申出 (被害者遺族、平成24年11月5日)



② 消費者安全調査委員会が事故調査対象に選定 (平成24年11月6日)



③ 国土交通省昇降機等事故対策委員会 (現:昇降機等事故調査部会) の事故調査結果を  
評価・公表 (平成25年8月9日)  
(消費者安全調査委員会において追加調査が必要と判断)



④ 消費者安全調査委員会が自ら調査を開始 (平成25年8月9日～)



⑤ 消費者安全調査委員会報告書の公表

⑥ 国土交通大臣への意見具申 (消費者安全法 第33条) (平成28年8月30日)

消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置

○ 消費者庁から国土交通省への措置要求 (消費者安全法第39条)

# 消費者安全調査委員会報告書の意見と国交省の対応

## 4. 消費者安全調査委員会の意見と国交省の対応

消費者安全調査委員会の意見	国交省によるこれまでの対応	意見に対する国交省の対応
<p>(1) <b>保守管理を確実に実行可能な設計の徹底</b></p>	<p>○ 定期検査基準の具体化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>項目ごとの具体的基準の明示（例：ブレーキパッドの厚さ測定）により、保守管理内容を想定した製造者側の設計へ反映されることを期待</li> </ul>	<p>○ <b>関係団体（日本エレベーター協会）等へ保守管理を確実に実行可能な設計の徹底を要請</b>（H28.9通知済）</p>
<p>(2) <b>適切な保守管理の実現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保守管理に関するマニュアル等の確実な入手</li> <li>具体的データ等による保守点検結果等の所有者へ報告</li> <li>保守点検員の技術力の担保</li> <li>昇降機の維持管理指針等の周知、啓発及び改善</li> </ul>	<p>① 保守点検に必要な情報への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「保守点検の内容」の図書（<b>保守点検マニュアル</b>）確認申請時の提出義務付け（H21）</li> </ul> <p>② <b>昇降機の維持管理指針の公表</b>（H28）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的データによる保守業者から所有者への報告</li> <li>所有者は、保守業者選定時に社内資格等により技術力を評価</li> </ul>	<p>○ <b>昇降機の維持管理指針をさらに具体化した解説作成、説明会の実施など</b>周知・普及・フォローアップの実施（H28.9通知済、今後解説作成、説明会実施予定）</p>
<p>(3) 既設エレベーターに対する<b>戸開走行保護装置設置促進</b></p>	<p>○ <b>戸開走行保護装置の設置促進</b>（H24）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所有者団体等（日本ビルディング協会など）への要請</li> </ul>	<p>○ <b>戸開走行保護装置の設置促進を再度の要請等</b>（H28.9通知済）</p>
<p>(4) <b>緊急時の救助円滑化のため、マニュアル整備や訓練の実施</b></p>	<p>（直接的な対応はなし）</p>	<p>○ <b>関係団体等へマニュアル整備、訓練実施の要請</b>（H28.9通知済）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>製造者による緊急時マニュアル</li> <li>所有者団体、保守管理業者団体に自ら使用するマニュアル整備と訓練実施</li> </ul>
<p>(5) <b>所有者等に対し、維持管理に主体的に関わる重要性についての啓発</b></p>	<p>○ <b>昇降機の維持管理指針の公表と周知</b>（H28）</p>	<p>○ <b>昇降機の維持管理指針の解説作成、説明会の実施など</b>（H28.9通知済、今後解説作成、説明会実施予定）</p>